

広島県動物救護活動マニュアル

(県食品生活衛生課)

令和元年 7 月策定

令和 7 年 3 月改正

目的

このマニュアルは、令和元年7月に策定した広島県災害時動物救護指針及び広島県災害時動物救護要領に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時に設置する広島県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）及び広島県動物救護本部地域支部（以下、「地域支部」という。）の運営等について、具体的な活動内容を定めるものである。

発災直後（1～2 日）の対応

1 動物救護本部の設置

自然災害等により県内で甚大な被害が発生したとき、又は発生すると予測されるとき、県食品生活衛生課は速やかに関係機関と協議し、動物救護本部を設置する。

【具体的対応】

(1) 県獣医師会及び被災地を所管する動物愛護センターとの協議

- ・ 県獣医師会
- ・ 広島県動物愛護センター
- ・ 広島市動物愛護センター
- ・ 呉市動物愛護センター
- ・ 福山市動物愛護センター

(2) 動物救護本部設置に係る広報

- ・ プレスリリース（参考資料 1）
- ・ 県ホームページへの掲載（参考資料 2）

(3) 協力団体への情報提供

- ・ 環境省
- ・ ペット災害支援協議会
- ・ 広島県動物愛護推進員連絡会議

2 情報収集

動物救護本部は、特に人への危害が生じる可能性が高い特定動物の逸走の有無を発災初期に確認する。また、同行避難者の有無、ペットの頭数及びニーズの把握に可及的速やかに努める。

【具体的対応】

(1) 特定動物の飼養施設の確認

各動物愛護センターに特定動物飼養者への調査報告を依頼し、施設の破損等に伴う特定動物の逸走がないことを確認する。結果については、必要に応じて環境省等へ情報提供する。

逸走等が確認された場合は、関係各所と連携し人への危害が生じないよう適宜対応する。

(2) 避難所の調査（同行避難情報、避難者ニーズ等）

地域支部が行う避難所の調査について、動物愛護推進員連絡会議等の協力を要請する（参考資料 3、6）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 2-1 避難所調査票

- ・ 様式 2-2 避難所同行避難状況一覧

3 連携する各主体への支援要請等

動物救護本部は、地域支部及び動物愛護推進員連絡会議等から得られた情報を基に、必要な支援等を連携する各主体等に依頼する。

【具体的対応】

(1) 市町（避難所運営主体）への同行避難受入れ要請

各市町に対し、避難所ごとに同行避難の可否を明示し、可能な限り避難所へのペットとの同行避難を受入れるよう要請する（参考資料 4）。また、受入状況について情報提供を依頼する。

〔関連様式〕

- ・ 様式 3 同行避難可能避難所等開設状況
- ・ 様式 4-1 同行避難動物登録票
- ・ 様式 4-2 同行避難動物管理台帳

(2) 県獣医師会への一時預かり対応等の確認

県獣医師会に対し、一時預かり、健康管理支援に係る対応フローを確認する（参考資料 6）。

(3) 支援物資の要請

ペット災害支援協議会や協定済みの企業等に対し、支援物資を要請する（可能な範囲で避難所の調査結果等を踏まえることとする）（参考資料 5）。

〔関連様式〕

- ・ 様式 6 支援物資依頼書

(4) 協力団体等への情報提供依頼等

県内で避難所支援や一時預かり等の支援活動を行う動物愛護団体等の協力団体に対し、可能な限り把握することとし、併せて動物救護本部及び地域支部の活動との円滑な連携を図るため、活動状況（一時預かり等）に係る情報提供を依頼する。

また、協力団体等から支援活動に係る要望等があった場合は、可能な限り協力することとする。

発災初期～中期の対応

1 情報収集・分析・共有

動物救護本部は、地域支部及び動物愛護推進員連絡会議等との連絡調整を行い、必要な情報を収集する。得られた情報は必要に応じて分析を行い、関係各所と共有を図る。

【具体的活動】

(1) 地域支部活動の把握（日報の報告）

人への危害防止を未然に防ぎ（あるいは拡大を防ぎ）、被災者のニーズを積極的に把握することで地域支部及び動物愛護推進員連絡会議等との調整に役立て効率的かつ効果的な支援計画を作成するため、地域支部から定期的に報告を受ける。

〔関連様式〕

- ・様式 7-1 地域支部活動日報
- ・様式 8-1 一時預かり受け入れ一覧
- ・様式 9 物資搬送記録

- ① 逸走犬等による人への危害防止対策（咬傷事故件数及び放浪動物収容数）
- ② 相談件数及び内容の把握
- ③ 一時預かり頭数及び預かり先等の把握
- ④ 救援物資の搬送先及び搬送状況等の把握
- ⑤ 避難所支援状況の把握

(2) 救護本部活動状況の集約と共有

(1) により把握した地域支部の情報を集約し、取りまとめた上で関係各所に共有する。

〔関連様式〕

- ・様式 7-2 救護本部活動記録
- ・様式 8-2 一時預かり受け入れ一覧（県内全域）

(3) 救護本部会議の開催

救護本部は、必要に応じて救護本部会議を開催し、関係各所と情報共有及び協議を行う。義援金の募集・使途・配分等の重要事項については、会議における決定に従うこととする。

2 連携する各主体への支援要請等

動物救護本部は、地域支部及び動物愛護推進員連絡会議等から得られた情報を基に、必要な支援を連携する各主体等に依頼する。

【具体的対応】

(1) 関係機関への協力要請

救護本部は、被災地の情報を基に関係機関（環境省、他自治体、各市町、動物愛護推進員連絡会議、各動物取扱業者・譲渡登録団体、ペット災害支援協議会等）へ協力要請を行う。

《要請の具体例》

環境省	・過去事例等に基づく助言 ・各種通知等（避難所・仮設住宅へのペット受け入れ等） ・啓発資材等の提供
他自治体	・過去事例等に基づく助言 ・情報共有等
各市町	・避難所・仮設住宅におけるペット受け入れ （必要に応じ再要請）
動物愛護推進員連絡会議	・避難所等における情報収集 ・情報に基づく避難所等支援
各動物取扱業者 各譲渡登録団体	・一時預かりへの協力（必要に応じ再要請）
ペット災害支援協議会	・物資支援（必要に応じ再要請） ・過去事例等に基づく助言

3 関係機関からの照会、取材等への対応

救護本部は、環境省や他自治体からの照会及び報道機関からの取材等に対応する。取材対応に当たっては、その機会を情報発信のため最大限活用することとする。

災害後期～救護本部廃止の対応

1 救護本部及び地域支部の廃止

救護本部は、災害時の応急対策が概ね完了したと認められる場合、救護本部及び地域支部の活動を終了し廃止する。なお、この決定は救護本部会議に諮って行うものとする。

2 対応の検証

救護本部及び地域支部を廃止した後、県食品生活衛生課は、必要に応じ救護本部及び地域支部の対応を検証し、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対しその内容を提供することなどにより、情報の共有を図る。

3 要領等の見直し

県食品生活衛生課は、対応の検証を踏まえ、必要に応じて関係機関とともに要領等の見直しを行い、見直しを行った場合は、速やかに関係機関に周知する。

資 料 提 供 年 月 日 課 名：食品生活衛生課 担 当 者： 内 線：3103 直通電話：082-513-3103
--

広島県動物救護本部の設置について

広島県では、この度の 災害を受け「広島県災動物救護本部運営要領」に基づき、公益社団法人広島県獣医師会と共同で県食品生活衛生課内に広島県動物救護本部を設置するとともに、県内各動物愛護センター、公益社団法人広島県獣医師会支部及び動物愛護団体等で構成する地域支部（県内各動物愛護センター内）を設置して、災害時動物救護活動を行っています。

地域支部には、ペットに関する相談窓口を設置して、ペットの一時預かり、避難所等におけるペットの健康管理、その他ペットに関する相談を受け付けています。また、地域支部では、被災された方や、避難所から要望があれば、ペット関連用品を避難所にお届けします。

1 ペットに関する相談窓口

名称	所管	住所	電話番号
広島県動物愛護センター	広島市、呉市及び 福山市を除く県内	三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番	0848-60-8511
広島市動物愛護センター	広島市	広島市中区富士見町 11-27	082-243-6058
呉市動物愛護センター	呉市	呉市郷原町 2380-319	0823-70-3711
福山市動物愛護センター	福山市	福山市駅家町下山守 546 番地 14	084-970-1201

2 配布予定のペット関連用品の例

ペットフード（犬）	ペットフード（猫）	ペットシート	猫砂	猫トイレ	消臭剤
首輪	犬用リード	体拭き用ウェットシート	猫用ケージ	犬用ケージ	

※ ペット関連用品は、ペット災害支援協議会から広島県動物救護本部に提供を受けています。

(参考資料 2 ホームページ掲載例)

次案のとおり、ホームページに掲載します。

起案： . . .	課長	食品衛生 担当監	GL	課 員	
決裁： . . .					
施行： . . .	施行方法 ☐ 郵送 ☐ 通送 ☐ 速達 ☐ 書留 ☐ 組織メール ☐ 手交 ☐ 電話 ☒ その他(HP 掲載)			公印の 押印承認 _____	起案者

(案)

災害時における動物救護本部を設置しました。

令和 年 月 日
 広島県健康福祉局
 食品生活衛生課

この度の 災害を受け、広島県、(公社) 広島県獣医師会および各動物愛護センターで構成する動物救護本部を設置いたしました。

被災動物についての相談等をお受けしておりますので、各動物愛護センターへお問い合わせください。

<相談内容>

- ・ 行方不明となったペットの相談
- ・ 保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・ 避難所への同行避難に関する相談
- ・ 避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・ その他ペットの飼養に関する全般 等

<相談先>

広島市内 → 広島市動物愛護センター (082-243-6058)
 呉市内 → 呉市動物愛護センター (0823-70-3711)
 福山市内 → 福山市動物愛護センター (084-970-1201)
 その他の市町 → 広島県動物愛護センター (0848-60-8511)

(参考資料 3)

令和 年 月 日

広島県動物愛護推進員連絡会議長 様

広島県動物救護本部長

災害に係る避難所の調査について（依頼）

このことについて、地域支部に御協力頂きますようお願いいたします。なお、調査の実施に当たっては地域支部と連携し、効率的に進めて頂くようお願いいたします。

<地域支部>

- 広島市内 → 広島市動物愛護センター（082-243-6058）
- 呉市内 → 呉市動物愛護センター（0823-70-3711）
- 福山市内 → 福山市動物愛護センター（084-970-1201）
- その他の市町 → 広島県動物愛護センター（0848-60-8511）

<調査内容>

- ・同行避難しているペットの頭数、動物種
- ・避難者のニーズ
- ・その他同行避難に関する事 等

担当 広島県健康福祉局食品生活衛生課
乳肉水産・動物愛護グループ
電話 082-513-3103（ダイヤルイン）
（担当者 ）

(参考資料 4)

令和 年 月 日

各市町動物愛護管理担当課長 様

広島県健康福祉局食品生活衛生課長

災害に係る避難所へのペットの受入れ配慮について（通知）

このことについて、被災したペット飼養者の安全を確保するため、貴市町の避難所におけるペットとの同行避難受入れ及び受入れ可能な避難所の周知について、特段の配慮をお願いします。

また、ペットへの対応は飼い主による自助が基本とされておりますが、円滑な避難所運営につきましても同様に特段の御配慮をお願いします。なお、動物愛護センターで被災動物についての相談等をお受けしておりますので御活用ください。

<相談内容>

- ・行方不明となったペットの相談
- ・保護した飼い主不明の動物に関する相談
- ・避難所への同行避難に関する相談
- ・避難所でのペットの飼養方法、健康管理等の相談
- ・その他ペットの飼養に関する全般 等

担当 乳肉水産・動物愛護グループ
電話 082-513-3103 (ダイヤルイン)
(担当者)

(参考資料 5)

令和 年 月 日

ペット災害支援協議会 様

広島県動物救護本部長

災害に伴う広島県動物救護本部の設置及び被災動物に係る支援について（依頼）

このことについて、この度発生した 災害により、多数の被災者及び被災動物が生じていることから、令和 年 月 日に広島県動物救護本部を設置しました。

つきましては、支援物資の提供について御配慮頂きますよう、よろしくお願いします。

なお、支援物資の依頼につきましては貴会サイトから申請させていただきます。

担当 広島県健康福祉局食品生活衛生課
乳肉水産・動物愛護グループ

電話 082-513-3103 (ダイヤル)

(担当者)

(参考資料 6)

動物救護活動の対応方法（災害）

「ペットの一時預かり」、「避難所におけるペットの健康管理支援」及び「ペット関連物資の配布」の対応方法について、動物救護本部で協議し、次のとおり対応することとした。

【ペットの一時預かり】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【避難所におけるペットの健康管理支援】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

県獣医師会に依頼

↓

県獣医師会が担当獣医師を選定

↓

地域支部に連絡

↓

地域支部から依頼者に連絡

【ペット関連救援物資の配布】

地域支部（各動物愛護センター）で受付

↓

推進員連絡会議に依頼

↓

推進員連絡会議が搬送担当者を選定

↓

地域支部に搬送担当者を連絡

↓

推進員連絡会議の担当者が避難所へ搬送

（※対応が困難な場合は、地域支部が搬送）